

## 第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 6 日 )

平成 2 4 年 3 月 2 3 日 ( 金 曜 日 )

### 議 事 日 程

平成 2 4 年 3 月 2 3 日 午前 9 時 3 0 分 開 議

#### 1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 5 号 大山町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6 号 大山町予約型交通システムに関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7 号 大山町地下水保全条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 9 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 10 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 11 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 12 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 13 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 14 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 11 議案第 15 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 12 議案第 16 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 13 議案第 17 号 大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について
- 日程第 14 議案第 18 号 町道路線の変更について
- 日程第 15 議案第 19 号 平成 24 年度大山町一般会計予算
- 日程第 16 議案第 20 号 平成 24 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 17 議案第 21 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 22 号 平成 24 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 19 議案第 23 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 24 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 21 議案第 25 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 26 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 27 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 24 議案第 28 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 29 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 30 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 31 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計予算

- 日程第 28 議案第 32 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 33 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 34 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 35 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 36 号 平成24年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会  
特別会計予算
- 日程第 33 議案第 37 号 平成 24 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 34 議案第 55 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 35 議案第 56 号 鳥取県労働委員会によるあっせんについて
- 日程第 36 議案第 57 号 工事請負変更契約の締結について（大山町名和地域休養  
施設整備工事）
- 日程第 37 平成 23 年陳情第 18 号 TPP 参加に向けた関係各国との協議を中止する  
ことの意見書提出を求める陳情
- 日程第 38 陳情第 1 号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を  
求める意見書提出に関する陳情書
- 日程第 39 陳情第 2 号 公的年金の引き下げに反対する意見書提出を求める陳情
- 日程第 40 陳情第 3 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める陳情
- 日程第 41 陳情第 4 号 行政当局に、中高ふれあいセンター（隣保館）館長職の  
解雇の提言を求める陳情
- 日程第 42 発議案第 2 号 TPP 参加に向けた関係各国との協議を中止することを  
求める意見書の提出について
- 日程第 43 発議案第 3 号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を  
求める意見書の提出について
- 日程第 44 発議案第 4 号 公的年金 2.5%の引き下げに反対する意見書の提出に  
ついて
- 日程第 45 発議案第 5 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書の  
提出について
- 日程第 46 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 47 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 48 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 49 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第 50 閉会中の継続調査について（大山恵みの里構想調査特別委員会 所管事務  
調査）
- 日程第 51 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（18名）

1 番	竹 口 大 紀	2 番	米 本 隆 記
3 番	大 森 正 治	4 番	杉 谷 洋 一
5 番	野 口 昌 作	6 番	池 田 満 正
7 番	近 藤 大 介	8 番	西 尾 寿 博
9 番	吉 原 美 智 恵	10 番	岩 井 美 保 子
11 番	諸 遊 壊 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	椎 木 学	16 番	鹿 島 功
17 番	西 山 富 三 郎	18 番	野 口 俊 明

### 欠席議員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照                      書記 …………… 中 井 晶 義

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範                      教育長 …………… 山 根 浩  
副町長 …………… 小 西 正 記                      教育次長兼学校教育課長 …… 齋 藤 匠  
総務課長 …………… 押 村 彰 文                      社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫  
中山支所総合窓口課長 …… 澤 田 勝                      幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄  
大山支所総合窓口課長 …… 岡 田 栄                      企画情報課長 …………… 野 間 一 成  
税務課長 …………… 小 谷 正 寿                      建設課長 …………… 池 本 義 親  
農林水産課長 …………… 山 下 一 郎                      水道課長 …………… 野 坂 友 晴  
住民生活課長 …………… 坂 田 修                      福祉介護課長 …………… 戸 野 隆 弘  
観光商工課長 …………… 福 留 弘 明                      保健課長 …………… 齋 藤 淳  
人権推進課長 …………… 門 脇 英 之                      農業委員会事務局長 …… 近 藤 照 秋  
地籍調査課長 …………… 種 田 順 治                      会計管理者 …………… 後 藤 律 子  
代表監査委員 …………… 松 本 正 博                      総務課参事 …………… 酒 嶋 宏  
企画情報課参事兼未来づくり戦略室室長 …… 赤 井 久 宣

午前 9 時 34 分 開会

## 開議宣告

○議長（野口俊明君） みなさんおはようございます。いよいよ3月定例会も本日で最終日となりました。一つ、議員の皆さんは、場内での整理といいますか、無駄な発言はないように、発言の許可は、議長から求めて発言をしていただきたいと思いますと思っています。

それから先ほど全協のなかでよく説明しておきました。討論の件につきましては、会議規則に則って行なっていくしますので、再度ご注意願いたいと思います。前回までのような方法ではなく、会議規則どおりにやっていきたいと思いますので、よろしくご協力願います。

それではみなさん、おはようございます。いよいよ本日が3月定例会の最終日となりました。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 議案第5号

○議長（野口俊明君） これから日程第1、議案第5号 大山町男女共同参画推進条例の制定について討論を行います前に、椎木議員外2人から、大山町男女共同参画推進条例の制定に対して、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。

この動議は地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定に基づく動議でありますので、これを本案と併せて議題といたします。

まだ議案が配ってないということでもありますので、事務局は議案を配ってください。議案の配付終了まで休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。この動議は地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定に基づく動議でありますので、これを本案と併せて議題といたします。

はじめに、椎木学議員外2人から提出された議案第5号 大山町男女共同参画推進条例に対する修正案について、提出者の説明を求めます。提出者 椎木学議員。

○議員（15番 椎木 学君） はい、議長。それでは、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙のお手元に配布した修正案を説明させていただきます。

議案第5号 大山町男女共同参画推進条例の一部を次のとおり修正する。第3条中、  
（2）男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う」を（2）男女が、互いの性を尊重し、生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康

を享受する権利を認め合うこと。」に改めるであります。

第 4 条中「4 町の附属機関の委員数は、男女いずれか一方の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めなければならない。」を「4 町の附属機関の委員数は、男女の数が均衡となるよう努めなければならない。」に改める。

第 17 条中「3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。」を「3 委員の数は、男女の数が均衡となるよう努めなければならない。」に改めるものであります。

補足説明をいたしますと、基本理念においては、より分かりやすく、また町の附属機関及び大山町男女共同参画の委員の数においては、より目標を高く求めて修正案を出すものであります。

1 点目の基本理念の第 3 条 (2) につきましては、1994 年カイロの国際人口会議におきまして、1. 女性自らが、妊娠する能力を調整できること、2. 全ての女性において安全な妊娠と出産が享受できること、3. 全ての新生児が健全な小児期を享受できること、4. 性感染症の恐れなしに性的関係がもてること、以上の 4 点を基本的とした、英語でいいますと、リプロバクティブヘルス、リプロバクティブライツ、そういう概念が提唱されて認められているところでございます。で、この概念が、一般的に性と生殖に関する健康と権利という文章として翻訳され使用されております。そして原案にはこの文章が使われておるわけです。性と生殖に関するという文章が使われておるわけでございます。

以上の点を踏まえまして、今述べました 4 つの基本を包括する文章として、理解し易く修正し提案し、するとことでございます。以上で説明を終わります。

**○議長（野口俊明君）** これより、大山町男女共同参画推進条例修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

**○議員（16 番 鹿島 功君）** 議長、16 番。

**○議長（野口俊明君）** 16 番 鹿島 功君。

**○議員（16 番 鹿島 功君）** 私も非常に不勉強ではございますので、ちょっとその 3 条のなかの 2 がですね、いろいろと何か分からないなと思いつつ、もっと分かりやすい内容にしたらということであつたんですけど、なかなか聞くとですね、その外国のそういう条約のなかで、のことが、要約してどうだこうだというような話になっておる。で、今聞いたなかにですね、女性が妊娠その他、全てを決定できる権利というようなことがあつてですね、産む産まないを女性だけが決められるような話をちょっと聞いたんですけど、一人で決められるだったら、この産む、産まない男女の権利っていうよりも、尊重するということが、外れてくるんじゃないかなと思って今感じたんですけど。そのへん私聞き違いだったかどうか、ちょっともう 1 回っていうのですか、そこをいった趣旨とはどうなのかとい

うことをお聞きしたいと思います。

○議員（15番 椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 椎木 学君。

○議員（15番 椎木 学君） 先ほど説明いたしましたように、これは男女共同参画の条例、推進条例でございます。このなかには男性の権利、女性の権利をうたった上での基本理念というのがございます。そういう意味で、先ほどの修正案を述べさせていただきましても、男女がお互いの性を尊重し、男女が生涯を通じて自らの身体について自己決定を行い、健康を教授する権利を認め合うということでございます。で男女の性を尊重しということで、そういう意味での男女共同参画というふうに理解しております。

○議長（野口俊明君） 他に。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 3点ほどお尋ねしたいと思っております。男女共同参画ということに関しましては、先だつての質疑、執行部に対しての質疑でもお話ししましたが、確か平成12年頃だったと思っておりますけど、鳥取県のほうで既に鳥取県男女共同参画推進条例が作られておまして、で、大山町のほうでもこれまでも男女共同参画に関する啓発活動なり取り組みはそれなりになされておるところなんですけれども、何故今大山町で、単独で、独自でこういう条例を整備しなければならないのか、修正案を出されました委員さんは、その必要性をどのように考えておられるのかお尋ねしたいのがまず1点でございます。

それから執行部に対しての質疑でも申し上げましたように、この条例提案にあたって、広く住民さんに、この男女共同参画に関する意見が十分に呼びかけられたとは思っておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 発言中ですので待ってください。

○議員（7番 近藤大介君） で、そのへんは共同参画条例を制定するにあたって、非常に問題だと私は思っておりますけれども、修正案もまた非常に短い時間で修正案をまとめておられるわけです。その住民参画という観点からは少し問題があるように感じるんですけれども、敢えて修正案を出された理由はなんなのかというのが2点目の質問でございます。

それから、まあ男女共同参画推進条例を制定、これが可決され制定されますとですね、まあそれに添って今後男女共同参画社会に向けた取り組みが一層推進されていくわけですけれども、修正案を提出された方々はですね、その男女共同参画に向けた施策のあり方、どのような施策を進めていくべきだと考えておられるか、またそれに対

してですね、どの程度の予算措置をしていく必要があると考えておられるのか、以上3点について修正内容についてのお尋ねをします。

〔「議長、2番」「議長、休憩動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 今、ただいまの近藤、ちょっと待ってください。いや、ただいまの近藤議員の一番目の質問はですね、最初の質問は執行部に対する質問の、あの…。

〔「議長、休憩」「休憩」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 休憩します。（午前9時47分 休憩）

○議長（野口俊明君） 再開いたします。（午前9時50分 再開）

7番近藤大介議員の質疑に対して答えられる範囲内で、答えてください。提案者椎木学君。

○議員（15番 椎木 学君） はい。まあ3点ありましたけれど、修正動議の理由でございませけれども、当初の説明いたしましたように、基本理念において、性と生殖とに関する健康と権利という言葉がございませますが、これはこの背景を知っていないと分かりづらい、この文書だけでは分かりづらい、そういうふうには基本理念において、より分かりやすく修正すると、そういう理由づけでしておりますが、そういう意味でこのより分かりやすい、理解していただける文書にしたということでございませ。

で、今日に至るまでの経過でございませけれども、この男女共同参画推進条例は、平成19年から、23年の1次がございませけれども、1次プランがございませけれども、24年からの2次プランに向けて検討委員会で審議されて作られた原案でございませけれども、その目的は、可とするところであって、より理解しやすいあるいは中身を求めての修正案というふうには理解しております。

またこの条例に基づいての施策あるいは予算ということではございませますが、この件については、執行部が絡むことでありませし、現時点で委員会で施策の具体的な事例、あるいは予算については、検討を行なっておりませ。以上です。

〔「議長、8番」「議長、7番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） はい、8番、提出者 西尾寿博君。

〔「提出者じゃありませんよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） だけ、説明、補足説明。

○議員（8番 西尾寿博君） まだある？私が指名されたんで。

〔「補足説明ですか？」と呼ぶ者あり〕

○議員（8番 西尾寿博君） 説明じゃあないでよ、質問ですよ。

○議長（野口俊明君） ああ、なら待ってください。まだ3回の質問達してませ。なら7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 改めてお尋ねをいたします。修正案を提出されたということに関しては、その修正をしてこの男女共同参画条例を制定すべきだということ

に基本的な考え方があっての修正案であろうかと私は思います。その基本的な考え方をお尋ねすることに何か問題があるのかなと私は思うわけでございまして、その、そもそも男女共同参画、その修正案を提出されるにあたって、男女共同参画推進条例をどのように位置づけられ考えられ提案しておられるのか。その大山町で今こういう条例が必要だという意味ですね、やはり私はお尋ねしたいと思うんですけど、できましたらご答弁お願いいたします。

○議長（野口俊明君） ただいまの質問は基本的には、執行部に対する提出案件の質問だと思います。ですが、そのなかで、答えられる部分についてのみ答えてください。提案者 椎木学君。

○議員（15番 椎木 学君） はい、議長。原案にも書いてございますが、端的に言いますと、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、心豊かで活力のある大山町を目指すためということでございますので、こういう意図は理解できるという思いでただこの条例がスムーズにご理解をいただきながら、通る、可決されることを願って理解が出来づらいつころを修正させていただいた、あるいはもっと高い目標をもって、修正をさせていただいたという意図でございます。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 質問というより確認かなというふうに思いますが、委員長にお尋ねしたい。県が平成12年に制定したってということで、鳥取県のほとんどの町がこの条例を作ったという認識でおりますが、委員長にお尋ねしたい。今県で、この条例を出していないところはあるんでしょうか。

それともう一つ、まあ、近藤議員と同じような質問になりますが、今まちで様々な宣言を掲げているまちがあります。例えば平和宣言のまちだとか、健康増進のまち、当たり前で、こんなあげんでもいいじゃないかと、別にいらんというようなこともあります。かといってじゃあ無いのかっていうと、あるんですよ。っていう話で、何が言いたかといいますと、これについてこのまちは、得すべきものがある、あるいはこれについてしっかり頑張っているよというような意味合いをもって、私はこれが出てるんじゃないかなというふうに思ってるわけです。

それについて、少し修正前の言葉が若干違う意味で取られがちというような意味で修正案が出されたと思いますが、そのあたり委員長の見解を2つお願いしたいなと思います。

○議員（15番 椎木 学君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 提出者 椎木 学君。

○議員（15番 椎木 学君） 今、他県の、他町の動向ということをお尋ねいただきましたけれども、この委員会としては、他町の動向がどうであろうと、現時点でのこ



の条例については出すべきであると。ただ、資料としては、手元にありますが、大方の市町村が提出しておられます。

それから、もう1点なんでしたかいね。修正前に若干皆さまにご相談申し上げた点がございます。それは性と生殖とに関する健康と権利という文言を人格という言葉に置き換えて説明させていただいた経緯がございます。この人格という言葉には置き換えた場合に、この共同参画という条例の目的とする意図から外れると、人格は当然全ての件に関して包括される案件でございますけども、そういう意味でこのより共同参画の推進条例にあった分かりやすい言葉に置き換えさせていただいたということでございます。

○議員（8番 西尾寿博君） 了解。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで修正案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、修正案と原案に分けて行います。まず、原案に賛成される方の討論を許します。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 私は原案に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、共同参画の条例の前文にですね、日本国憲法に基づき国際社会における取り組みとも連携しつつ、という文書があります。国内及び県内においても着実に進められてきたところである。そして性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会通念、慣習等は、依然として根強く残っており、今だに多くの問題が存在しています。これについては修正がありませんので、皆さん同じ認識と考えます。

私は男女共同参画の理念は、基本的にはお互いの性の違いを認め合いながら、助け合い、協力し合うことであると考えております。

第3条についてですが、日本において、長い間続いた家族制度の下、家の支配権、家長としての権威を保つ、仕組みがあったことは事実であり、社会においてまた特に家庭において女性が抑圧されていた時代がありました。憲法24条で、日本国憲法24条では、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならないとなっています。途中略します、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないとなっています。この憲法において、個別条項としては敢えて24条だけに、個人の尊厳に言及しております。それは大変重要なこととされていますが、現状は今言われたようにまだ社会的通念の中で多くの問題が残っていることであります。

女性は残念ながら、最終的に受け身であり、いろいろな行為の結果の引き受けてであり、新しい生命を育むことができず、体を傷つけられ、心を傷つけられるのも女性であります。男性の妻は自分のものという意識を変え、一人の人間としての尊厳についてははっきり自覚してもらうためには、この性と生殖に関する健康と権利を認めあうことという原案の文章のほうが分かりやすいと思っております。何故敢えて同じような意味を変えていかなければならないのかということを知りたいと思います。

それから第4条、町の責務についてですが、10分の4という数字にこだわっております。今のまちの審議会等の女性の登用人数について調べてみました。市町村の防災会議 10対0、0%。国民健康保険運営協議会 9対3、33.3%。市町村交通安全対策審議会 22対1、4.5%。地方文化財保護審議会 9対0、0%。人権尊重の社会作り審議会 10対2、23.1%。給食センター運営審議会 10対4、20%。総合計画審議会 20対5、25%。女性が50%を超えているものは、公民館運営審議会 53.3%。市町村児童福祉審議会 57.1%。以上の結果であります。

例えば、防災介護や交通安全対策に、女性の視点が必要ではないのでしょうか。大災害の時の避難や、避難所の設置・運営について、特に女性の目から見たマニュアルなど必要と考えます。

大山町の半分以上を占める女性人口からしても他の審議会においても、男女が知恵を合わせ、いろいろな考え方を女性の立場からも発言する機会があるものと考えます。大山町の政治を運営していくにいたっても町の責務としても、努力義務ではなく、10分の4未満とならないという積極的な責務が認められると思います。以上で私の賛成討論といたします。

**○議長（野口俊明君）** 続きまして、原案及び修正案のいずれも反対される方の討論を許します。

**○議員（7番 近藤大介君）** 議長、7番。

**○議長（野口俊明君）** 7番 近藤大介君。

**○議員（7番 近藤大介君）** 私は、大山町男女共同参画推進条例に関しまして、原案にも修正案にも反対の立場から討論をさせていただきます。

**○議長（野口俊明君）** 議員の皆さん、静かにしてください。

**○議員（7番 近藤大介君）** まず、はじめに申し上げますが、私は男女共同参画の社会に関してはこれから必要なことであり、それに関して条例を定めるということに関しては、決してそのこと自体に関しては反対ではございません。しかし、今回のこの条例の提出にあたっては、非常に大きな問題が多々あるという思いから敢えて反対の討論をさせていただきます。何度か申し上げておることですが、今現在でも大山町では人権推進という観点から、男女共同参画に関する啓発事業もなされており、女性に対しての差別であったり、といった事に関しての人権に関しての間

題についても取り上げられておるところでございます。

また鳥取県において、既に男女共同参画推進条例ができておりました、基本的には、その県条例を尊重する形で、今やっている程度の事業はいくらでも推進することができます。にも関わらず、先ほどの質疑で一部の議員さんから指摘もありましたが、鳥取県内の市町村では独自に県内の市町村で独自に男女共同参画推進条例を制定する自治体が増えてきております。鳥取県も、そういう市町村での取り組みを推進しておるところでございます。

何故、市町村でのそういった条例制定が必要なのか、それは一重にですね、条例を作ったことによって問題を解決しようということよりもですよ、条例を制定するにあたって、広くその自治体の住民、町民が、この問題に関心を持ち、議論をし、あるべきこれからの時代の男女の姿を共に考える、そのことに一番、意味がある重要なことだということでの推進だろうと私は理解しております。

ところが、大山町が今回条例を制定するにあたっては、確かに、審議会を設け、議論をされておりますけれども、その審議会は10人、僅か10人の審議会でその内9人は、町が充て職的に何々会の会長さんお願いしますと、何々会の代表さん、委員でお願いしますということで充て職的に集められた委員さんが9人で、公募によって審議会に加わられた方は僅か1名でございます。そしてその審議会での議論も僅か条例に関しての議論は僅か3回しか行なわれていなかったと聞いております。

もし、大山町にとって、男女共同参画の推進が必要であるというのであれば、なぜもっと住民に対して勉強する場、例えば勉強会であるとか、セミナーであるとか、シンポジウムであるとか、そういった住民がもっと問題に関心を持てる議論に参加できる機会を持たなかったのか、そういった機会を持たないまま、一部の住民さんの議論によって今条例が提案してあるところです。しかも、条例提案にあたって事前に議員にすら一度も説明はございませんでした。本会議の質疑で私がそれを指摘したあと、所管の委員会にだけ緊急的に提案説明があっただけで、それ以外の議員は、この条例提案にあたっての説明を一切聞いておらないわけです。しかもその委員会の議論のなかでは、そういった状況であるから、一端条例提案を引っ込めて再度もう少し住民の意見を聞いてから提案し直さないかと、今修正案が出ておるように、文言もう少し問題があるようだと、1回取り下げられませんかという委員会のまあ勧告があったにも関わらず、一端提出したものだから、後は議会で修正してくれということだったそうでございます。それは正に住民に対しての、我々議員に対しての、説明責任の放棄ではないでしょうか。私はそのように受け止めます。

また、今地方分権の時代であり、隣の町村でこういう条例ができた、施設ができた、県内は8割がたこういうものができましたと。そろそろうちもせないけんということ、物事を決める時代でしょうか。物を作る時代でしょうか。必要な施策、必要な

施設に関しては、やはりその自治体、町民が、町民の考えで判断し、決めていくのが地方分権の時代ではないでしょうか。この条例制定にあたって、大山町としてどうなのか、そういった考え方が、認識が一切なかったように私は受け止めております。長々申し上げましたけれども、男女共同参画、参画という言葉が条例に入っています。もの物事を決定するにあたって、男女関わりなく、住民が参画して物事を決めていこうという条例に、住民参画の視点での、が、全く無かったというのは、私は悪い冗談にしか思えません。

改めて2つ問題を指摘しておきます。今回の条例制定にあたって、住民にこの条例を理解してもらおう、この条例の必要性を理解してもらおうという住民と向き合う姿勢が全くなかったということが一つ大きな問題、そして自ら考えるという地方分権の時代において最も重要な、自らの頭で考え、判断するという感覚が全く感じられなかったというこの非常に大きな2点を理由として、私は今回はこの条例に賛成することができません。もう少し、時間をかけて1年ぐらい時間掛かってもいいじゃないですか。住民の皆さんと一人でも多くの住民の皆さんとこの問題を議論し、そのうえで条例提案をしても、全く遅くないと私は思いますので、以上をもって反対の討論とさせていただきます。

**○議長（野口俊明君）** 次に、原案に賛成される方の討論を許します。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 次に、修正案に賛成される方の討論を許します。

**○議員（2番 米本隆記君）** 議長、2番。

**○議長（野口俊明君）** 2番 米本隆記君。

**○議員（2番 米本隆記君）** 私は、この修正案に賛成する立場で、討論させていただきます。そもそもこの男女共同参画につきましては、平成19年に制定されまして、5年経過しました。そしてこの24年度から新しく2次プランが策定するにあたり、審議会を立ち上げて、そこで議論をしていただいて、できたのがこの条例、執行部が出しました条例案であります。

ただそのなかに文言的に分かりにくい、意味がなかなか理解できない、もっと分かりやすく、そういった意味合いから出したのがこの修正案であります。先ほど吉原議員が、大変いいことを言われました。議案自体は大変いいものなんです。いいんですが、それをより分かりやすく、もっとそれを均衡的に、男女が平等になるようにということで、10分の4という文言をこれを敢えて均衡になるようにというふうに直したわけであります。

議員の皆さん、今まで5年間、大山町が取り組んできました男女共同参画、これをより一層深めるためにこの議案は提案されております。どうか皆さんのご賛同をいただきまして、可決させていただきますようによろしくお願いいたします。

(拍手あり)

○議長(野口俊明君) 次に、原案に賛成される方の討論を許します。ありませんか。無いようです。続きまして、原案及び修正案のいずれも反対される方の討論を許します。

○議員(16番 鹿島 功君) 議長、16番。

○議長(野口俊明君) 16番 鹿島 功君。

○議員(16番 鹿島 功君) 私ははじめこの件については、近藤議員と全く同じ考えでありました。そして昨日まではですね、修正するという委員長の話でありまして、それは3条の2項、特に男女お互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うことということで、これが非常に分かりにくい、何のことだということ、が理念が基本理念でありますので、どういうことだと、そういう説明もこの中になかったわけですし、よくよく委員長さんの説明を聞くともっと分かりやすくしようということですね、簡単にしようということ、お互いに尊重しようということでの性を尊重しようということで一応たたき台を作られました。それについて私もいいことだということ、修正案で納得しようと思ったわけでございます。今朝になりまして、それがまた変わっておるということ、今聞きまして、その中身は何かと聞くと、より、中身のなかにですね、青少年の、いわゆる青少年といいますが、恵まれない妊娠等があったり、いわゆるフリーセクスのなそういう形での失敗をどうかという形での、中身がどうも裏にあるような話が見え隠れして、外国のなかからですね、そういう懸念をされるような、まあ中身がどうなっているかということが、はっきり分からない、だからそういうところに合わせた、直訳したら我々議会、委員長さんが決められた、合わないというような説明がございまして、そりゃあおかしいでないか、日本人が決めて日本人の作った、大山町の基本理念が、まさかその海外のそういう条約の批准云々の一部分でそれが直訳ができないから、我々の作った分と合わないというような話を聞きましてですね、初めてこの3条の2というところがもっともっと深い意味があるということがありまして、これは私は早急に今決めることじゃないんじゃないか。もっとそのへんを深く勉強したほうがいいんじゃないかという気には実は本当になりました。

そういう意味でですね、今これを早急に決めて、議決するということには時期尚早だということに自分自身決めまして、今朝になりましたですけれども、当初どおり近藤議員と同じく、どちらの共同参画推進条例については、委員長あるいは執行部の提案された条例に反対する気持ちをもったわけでございます。以上で終わります。

○議長(野口俊明君) 次に、原案に賛成される方の討論を許します。ありませんか。

次に、修正案に賛成される方の討論を許します。

○議員(17番 西山富三郎君) 17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 私は修正案に賛成の立場で討論をいたします。先ほど外国云々という言葉が出ておりましたが、少し認識不足であります。日本は国際社会で名誉ある地位を築かなければならないと憲法の前文にも記してあります。外国に左右されるのではなく、国際社会の一員として、国際会議を尊重したということをもまず強調しておきたいと思っております。今回、総務常任委員会の皆さんがその国際会議の内容をより研修し提案したことに敬意を表したいと思っております。

執行部と議会の立ち位置は両方が切磋琢磨をして、いい大山町を作るということが、原則であります。重ねて総務常任委員会の皆さんに敬意を評します。これからも頑張ってください。

さて、第3条の2であります。これは委員長の説明にありましたように、1994年カイロ国際会議であります。その国際会議の内容を日本に移し、大山町にも移すという今の国際感覚の当然たる行為であります。時間が切迫しておりますので、第3条中の2は、分かりやすくしたと、第4条、第17条は、より一層10分の4より10分の5に努めなさいといった総務常任委員会、そしてそれ以前にも検討委員の皆さんが努力しております。ご努力に敬意を評し、賛成討論とします。よろしく申し上げます。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。

採決の順序は、まず修正案を諮り、次に原案についてお諮りします。

はじめに、椎木学議員外2人から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。よって本修正案は可決されました。

---

○議長（野口俊明君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第6号

○議長（野口俊明君） これから日程第2、議案第6号 大山町予約型交通システムに

関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第7号

○議長（野口俊明君） これから日程第3、議案第7号 大山町地下水保全条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第8号

○議長（野口俊明君） これから日程第4、議案第8号 大山町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 議案第9号

○議長（野口俊明君） これから日程第5、議案第9号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第10号

○議長（野口俊明君） これから日程第6、議案第10号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第11号

○議長（野口俊明君） これから日程第7、議案第11号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第12号

○議長（野口俊明君） これから日程第8、議案第12号 大山町保育所条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第12号を採決します。



お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 13 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 9、議案第 13 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 14 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 10、議案第 14 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 議案第 15 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 11、議案第 15 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 議案第 16 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 12、議案第 16 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 13 議案第 17 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 13、議案第 17 号 大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 18 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 14、議案第 18 号 町道路線の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 18 号は、原案のとおり

可決されました。

---

**日程第 15 議案第 19 号～日程第 33 議案第 37 号**

**○議長（野口俊明君）** 日程第 15、・・

〔「議長、修正案を提出したいので、暫時休憩を求めます」「休憩」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野口俊明君）** はい、休憩します。

**午前 10 時 30 分 休憩**

**午前 10 時 40 分 再開**

**○議長（野口俊明君）** 再開いたします。

はじめに近藤議員外 6 人から、一般会計の平成 24 年度大山町一般会計に対する修正案が出ました。本日この日程の変更と、そして議案の、修正議案の提出についてこれから事務局のほうで作業に入りますので、またこれで暫時休憩いたします。

再開は処理ができしだい、皆さんに配布できしだいに再開いたしますので、待機してください。それでは休憩いたします。

**午前 10 時 41 分 休憩**

**午前 10 時 49 分 再開**

**○議長（野口俊明君）** 再開いたします。日程第 15、議案第 19 号 平成 24 年度大山町一般会計予算について討論を行ないます前に、近藤大介議員他 6 人から、一般会計予算に対し、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。

この動議は、地方自治法第 115 条の 2 及び、会議規則第 17 条第 2 項の規定に基づく動議でありますので、これを本案と合わせて議題といたします。

はじめに近藤大介議員他 6 人から提出された議案第 19 号 平成 24 年度大山町一般会計予算に対する修正案について、提出者の説明を求めます。近藤大介君。

**○議員（7 番 近藤大介君）** そうしましたらご上程いただきました・・。

**○議長（野口俊明君）** あっ、近藤議員、ちょっと待ってください。議事日程上、議事日程を修正します。

ちょっと追加日程の関係上、ちょっとばたばたしてしまいました。元に戻って、再度やり直します。

日程第 15、議案第 19 号 平成 24 年度大山町一般会計予算から日程第 33、議案第 37 号 平成 24 年度大山町水道事業会計予算まで、計 19 議案を一括議題とします。

平成 24 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 足立敏雄君。

**○平成 24 年度予算審査特別委員長（足立敏雄君）** はい、議長。それでは、平成 24 年度予算審査特別委員会報告書ということで、朗読させていただきます。

平成 24 年 3 月 6 日、平成 24 年第 2 回大山町議会定例会において設置されました議員全員による平成 24 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について、審査いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

1. 事件名、議案第 19 号 平成 24 年度大山町一般会計予算から議案第 37 号 平成 24 年度大山町水道事業会計予算までの 19 議案であります。

2. 事件の内容、平成 24 年度各会計当初予算の審査であります。

3. 審査の経過及び審査の結果、付託を受けた 19 議案について、分科会方式により、平成 24 年 3 月 8 日から 16 日の間に審査を行うとともに、21 日に全体会を委員全員で行なった。付託された 19 議案すべてを可とすべきものと決しました。

4. 付帯意見、総論、今年度は、東日本大震災から丸一年が経過し、防災計画の見直しが行なわれつつある。本町では、今年度新規事業として沿岸部屋外子局増設工事、津波ハザードマップ作成等予算化されている。町民の安心・安全な暮らしの実現、災害に強いまちづくりを目指して、尚一層の努力をされたい。

東日本大震災の災害復旧を最優先しなければならない社会情勢、経済状況下において、税収の大幅なダウンや収納率の低下、更に税等滞納金の徴収環境は厳しさを増している。行政サービスの原資となる財源確保は喫緊の課題であり、収入の確実な確保と住民負担の公平性から、実の上る滞納対策を実施する必要がある。

本町においては、専門的に業務を行なう税務課滞納対策室を設置し、平成 23 年度には滞納整理システムを導入し更なる滞納対策の取り組みを推進しているが、現在の滞納対策室の取り組み姿勢は、関係各課との連携、徴収実績とも決して満足できるものとは言い難い。従来からの滞納対策に加え、今後は横の連携をより密にすると共に、法的措置を視野に入れた町収納金の滞納処分等をより強固にし、財政の健全化に図られたい。

各論といたしまして、議案第 26 号 平成 24 年大山町国民健康保険特別会計について、この会計は、予算総額は 24 億 8,697 万円で、23 年度と比較し 1 億 637 万円、4.5% の増となっている。

主な要因は、約 1 億円の医療給付費の大幅な伸びであります。ここ何年間か、毎年ほぼ 1 億円ぐらいの伸びできております。この財源の不足分を補うため基金を取り崩し、更に保険税を平均一人当たり約 1 万円引き上げて対応する予算となっております。保険税の引き上げは、被保険者に負担を強いるものであるが、これまで基金の取り崩しにより保険税の大幅な引き上げを避け、負担を軽減してきたことは評価できます。が、その結果、24 年度末には基金残高が 1 億円を下回る事になりました。これ以上の基金の取り崩しは、基金の性質上、到底困難であり会計の健全化を図られたい。

更に町民一人ひとりに対する健康づくりの啓発や病気予防対策が更に求められる。以上附帯意見をつけまして、全て可とすべきものということでございます。以上で終

わります。

**○議長（野口俊明君）** ただ今の平成 24 年度予算審査特別委員長の報告に対する質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論・採決を行いますが、討論・採決は、1 議案ごとに行います。

---

### 日程第 15 議案第 19 号

**○議長（野口俊明君）** これから日程第 15、議案第 19 号 平成 24 年度大山町一般会計予算について討論を行います。行います前に、近藤大介議員他 6 人から一般会計予算に対し、お手元に配付のとおり修正の動議が提出されております。この動議は地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定に基づく動議でありますので、これを本案と併せて議題といたします。

はじめに、近藤大介議員外 6 人から提出された議案第 19 号 平成 24 年大山町一般会計予算に対する修正案について、提出者の説明を求めます。近藤大介君。

**○議員（7 番 近藤大介君）** はい。そうしましたら、ただいまご上程いただきました平成 24 年度大山町一般会計予算に対する修正案について、提案理由の説明をさせていただきます。

24 年度一般会計予算におきましては、大山恵みの里づくり促進事業補助金として、総務費のなかで、財団法人大山恵みの里公社へ総額 5,350 万円の補助金支出が計上してあります。これについては、一部、公社自身の自主的な努力により、減額される部分、あるいは別の部分では、少し公社事業の内容について、その効果等で疑義のある内容もあることから、5,350 万円の補助金のうち、1,000 万円を減じて補助金を 4,350 万とし、歳入歳出ともその予算の総額を 96 億円とするものでございます。

もう少し説明を加えさせていただきます。

歳入についてでございますが、大山恵みの里公社に対する 5,350 万の補助金のうち、5,150 万円は、合併振興基金の取り崩しによって、財源が確保されておりますが、合併振興基金に関しては、新町合併後の一体感の醸成を図る事業に支出するために積み立てられたものであり、大山恵みの里公社の経常的な運営、活動資金として、使用されるのは、基金の使い道として不相当と考えるので、歳入の 75 款繰入金第 10 項基金繰入金のうち、5,150 万円を減額する内容としております。

その結果、歳入に不足が生じる部分がありますので、第 80 款の繰越金で 4,150 万円を追加しております。繰越金を 4,150 万増額するにあたっては、近年繰越金は、だいたい 2 億円程度は、毎年新年度に繰り越されておる状況を鑑みて、4,150 万円程度の増加は十分見込めるということでございます。

歳出について、もう少しご説明をさせていただきますが、1番最後のページで第10款総務費第5項、総務管理費のうち、目6、企画費でございます。このなかで先ほども申し上げましたように、大山恵みの里づくり促進事業補助金として、5,350万円が計上してございますが、この事業のうちですね、公社本部、公益事業として、2,550万円が、その積算根拠として上がっております。このうち、インターネット活用イメージアップ事業、それから地産地消食育促進事業、この2事業につきましては、公社の自主的な努力を期待し、またそうあらねばならないという判断から予算の段階では、390万円の減額をしても十分事業ができるのではないかと。またブランドイメージ向上販路拡大事業に関しては、近頃発覚しております海外に対しての販路拡大の出張が、その目的であったり、あるいは効果が非常に曖昧な部分が多いため、その効果なり目的がはっきり議会に対して説明されるまでは少し予算が認め難いと考えますので、それに相当する金額250万円を減じております。

また、合わせて公社本部公益事業のなかで、640万円の減、また農産処理加工施設事業に関して、1,650万円を補助するという積算根拠になってはいますが、このうち、販路開拓にかかる部分については、これも公社の自主的な努力を期待したいということで、そこに相当する部分の360万円を減じております。合わせて、予算の段階では公社に対しての恵みの里づくり促進事業補助金としては、1,000万円を減じ4,350万とするものでございます。以上で修正案の説明を終わります。

**○議長（野口俊明君）** これより、平成24年大山町一般会計予算修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** 議長、4番。

**○議長（野口俊明君）** 4番 杉谷洋一君。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** 先ほど、近藤議員のほうから、修正動議ということで出されました。そこでお尋ねいたします。

合併特例債が本来の目的から外れて、これを減額してするんだということで、そうした場合、この歳出のほうから、いろいろ供給量だ、あるいは海外戦略がおかしいというようなことでいくら減額するというようなお話があったわけなんですけれども、私から見ればですね、ちょっと一般基金のですね、特例債、それがいけなかったら一般財源を繰り入れて予算してやればそれはそれでいいのではないかなというふうに思うわけですが。まずそのへんをお答えください。

**○議員（7番 近藤大介君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 近藤大介君。

**○議員（7番 近藤大介君）** 杉谷議員のおっしゃるとおりでございます。今現在の予算は、公社に対しての補助金のうちの大半を基金の取り崩しで、その補助金に充てるような内容になってはいますが、杉谷議員おっしゃるように、一般財源を使って

支出するということで、特に支障が無いというふうに考えております。で、そういう内容の修正としておりまして、支出自体は、公社に対しての支出そのものは1,000万減じて、4,350万としておりますが、これについての財源は、一般財源で充てるという内容でございます。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長、4番。

○議長（野口俊明君） 4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） ということは出せるということになれば、別に一般財源を振り込んだら、あとのこの歳出の、例えば海外戦略、そういうのはどうこうちゅうことはないわけと思うんだけど、そういうなかで、そのやっぱりその海外戦略もこれはもう公社のなかの理事会のなかの話であって、そこまで議員我々がですね、この補助金は中身が悪いから、手を突っ込んでそれを修正しなさいというのは、議員としていかなものかなというふうに思うわけです。

で、公社のほうも、この後ですね、今日の終わり方のへんでですね、特別委員会の恵みの里公社のですね、継続審査、継続がですね、上程されるわけなんですけど、そういうなかで、今後ですね、私はこの恵みの里公社の問題っていうのはですね、大きな問題だと思うんです。今後ですね、まあ時間をかけながら、公社のあるいは理事長、理事さん、いろんな方のですね、もうちょっと話を聞きながら、そのなかからいろいろまだまだ話を詰めていったらと思うわけなんですけど、そのあたりはどう思われますか。

○議員（7番 近藤大介君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） まず、杉谷議員のおっしゃるところもよく分かるところなんですけども、認識が少し私と違うところが1点あるかなと思っています。それは、この公社に対しての補助金です。特に、その今議員がおっしゃった海外戦略といいますが、大山町のブランドイメージを向上し、大山町産品の販路を拡大する事業に関してでございますが、これに関しては、公社が単独で事業主体としてやりたいと、公社がこういう事業をやりたいから大山町さん補助してくださいという事業では私はないと思っています。そもそもが町が定めた大山恵みの里づくり計画に則って、町はこういう事業をしなければならない、その実際のその事業を推進する役として、公社を設立したのであって、でその目的に合った事業をしてもらうために補助金という形で今回支出するものであります。基本的な戦略を、細かいところは公社さんが決められるかもしれませんが、基本戦略を考えるのは町の役割だと私は考えます。

そこで先ごろ問題になっておりますその海外でのその販路開拓でございますが、台湾で大山町産品をPRする意味合いは果たしてなんなのか。議員のなかでは、その必要性を感じとられる方もあるかもしれませんが、その多数、その総意として、議会の

総意として、台湾で一生懸命大山町をPRしなければならないというふうにはなっていないと思いますし、町民さんはなおのこと、疑問に感じておられるところだと思います。その上ですよ、その上、大山町産品がそこそこ台湾で売れているのならまだ理解もできるのですが、セールスされている内容の多くは、大山乳業さんのアイスクリームであったりするわけで、そこに、大山町産の生乳も原料として使われてとるかもしれませんが、金額的には微々たるものでございます。そういう意味で、その効果意味合いというところではなはだ疑問の多いとこととして、杉谷議員がおっしゃるように、今後そのへんは公社の理事さんとも協議する必要があるかと思いますが、仮にその台湾での販路拡大に補助を出すにしてもですよ、もう少しその理事会と公社の理事会と協議し、その目的、効果を我々議員が納得した後でも、補助金の支出はできるのではないかと。今、いろんな疑問がたくさんあるなかで、予算を付けるべきではないのではないかと、これは一般財源を使うということではなおのこと、町民さんの税金を使うわけですから、やはりそういう意味では慎重になるべきだろうと考えています。

〔「質疑できますかいな」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） はい、杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 簡単にやります。あのですね、私はこの問題はですね、まあ海外出張、専務理事が何回行った、どっちかと言えばそっちの問題が大きく出てから、この問題がクローズアップされたというふうに思うわけでして、まあ会社を預かる、例えば専務理事にしてもですね、やっぱりうまく経営していくにはですね、まあ聞くところによると、大山町産品が集りも少なく、どうすることもできないし、そういうなかで戦略的にこういうのをされたとか、商売というのは、やっぱりその例えば海外に行って理事会のなかでもお話しをされたとか、理事会も承認済みとか聞いておるんですけど、そういうなかで、成功することもあるかも分らんけど、大失敗することもある。それは誰がやってもですね、じゃあ失敗したからこれ間違いですよとか、じゃあ成功したらどうなんですかということになる。だからですね、やっぱりこのへんはですね、やっぱり理事会というのをですね、もうちょっとそのへんの話聞きながら、ただ単に最初からもう予算を止めてしまうんじゃないしに、やっぱりこの公社のほうもですね、今年度は悪かったけど、来年度の戦略のためにですね、商談も今、いい方向にいきつつあるんだというようなこともあろうかと思えます。ということですね、私は聞いてからでもですね、まあいいんではないかなというふうに、ただ予算を付けたから、それを全部お使いくださいではなくしてですね、ね、ということをもうちょっとそういうのはできんもんかなと思って、もう1回そのへん、最後質問します。

○議員（7番 近藤大介君） はい、議長。



○議長（野口俊明君） はい、提出者 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） さまざまな町の施策、特にこのたびのようなそのビジネスが絡むことに関して、成功するか失敗するか、やってみなければ分からないというのは、正に杉谷議員おっしゃるところでございまして、であるからこそ、税金を使うにあたっては、何のためにそれをやるのかということがやはり最も大事なのではないかなと私は思っております、特に商売という言葉が冒頭に出まして、その商売、お金儲けをするために公社を作ったのではないんだと私は思うんです。公社を作った目的はなんなのか。今議会のなかでも、改めてその考え直さなければならぬ議論も分かれておるところでありまして、そういう意味では、使い途がはっきりしないその内容に関して、町民の税金を使うのはいかがなものかと。もう少し時間をおいてから、必要性が確認できてから、追加で補正を組んでもいくらかでも対応できるだろうと、そういうつもりでございまして。是非ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで修正案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、修正案と原案に分けて行います。まず、原案に賛成される方の討論を許します。ありませんか。

○議員（16番 鹿島 功君） 議長、16番。

○議長（野口俊明君） 16番 鹿島 功君。

○議員（16番 鹿島 功君） 19号議案の一般会計予算の原案に賛成いたします。

この問題は、今本当にこの議会で、集中審議しておられてまあ賛否も分かれておることであろうかと思いますが、中身をですね、少しやっぱり紐解いてみる必要があるんじゃないかなと思います。と、いいますのは、先ほども杉谷議員が言われましたようにですね、恵みの里公社というものと、この一般会計のなかの補助金というものの流れを筋道立てて、紐解くとですね、議会は予算を付けて補助金を出します。しかしながら恵みの里公社はその補助金によって運営はしますけれども、それだけではありません。独自の予算も儲けておるわけでもございまして、例えば、今の他の事業でも同じような法人組織があらうかと思っております。そういうなかです、会社の運営をされているところの補助金も出して、議員やその他がですね、そのなかの詳しい運営方法、事業までですね、踏み込んでいいのかということにつきましては、やはり少し踏みとどまらなくてはならない、それがゆえに議員の発言も止められているわけでもございまして。予算の範囲は審議してもいいけれども、補助金の範囲はしてもいいけれどもそれから先はできないというちゃんと理由があるわけでもございまして。

そしてもう一つは、我々は理事のなかに議長も出しておるわけですね。副理事長という立場で出しておる。で、あるならば、補助金はまあこのなかの計画、24年度の計画

については、いろんな個々ありましたですけれども、大まかな所、だいたい把握しましたが、その運営について非常に疑義があるというならばですね、これからの理事の、我々の代表である理事に強くここは徹底的に厳しく検証し、行く末を見よ、またこれに対しては絶対うんと言うなという議会の意思だということ为先に言ってですね、これからの運営に当たっていただくということが先決ではないかな。ただ、皆さんのご意見も分かります。といいますのは、ここに理事長がおりまして、理事長の見解と副理事長を含めた我々の、専務との見解が若干ずれがあった。それが、何べん言っても改められないというジレンマがあったためにこういう問題が出てきた。だからこの予算をとということになったかと思いますが、しかしながらこの専務も3月で退職いたします。24年度はそのなかで今後に向けての話になるわけです。もう過去の話を追及しつつおっても本人はおらない。しかしながら我々は、この加工所や含め恵みの里構想として全部検証するという特別委員会も設置してですね、みんなで一致団結して見直してこれから大山町を良くしていこう、その一つだということになるわけでございます、これからは大切にしなければなりません。それにおいてはですね、過去のことを突いても、突き続けても駄目でございます。まずこの予算をいい方向に生きていくように付けるんだと。その検証は理事長が大分の責もあります。それから副理事長である議長も責任があります。そういう意味での監視、あるいは今後の副理事長に対しての議会の意志というものは、まあおのずと慎重になっていただかないけんこともあろうかと思えます。それを先にするのが大切でないかということで、元にもどりませけれども、あまり中身に手を突っ込むようなことをですね、恵みの里に手を突っ込むようなことは議会として越権行為になるということ、それから補助金は補助金としてしっかりと検証していくという立場があれば、これから24年度の一般会計予算はこれでいいという思いでありまして賛成いたします。

○議長（野口俊明君） 続きまして、原案及び修正案のいずれも反対される方の討論を許します。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成される方の討論を許します。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 次に、修正案に賛成される方の討論を許します。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。鹿島議員さんが先ほど申し上げられた話を聞いていましてなるほどと思いました。議会は、しかしですね、議会はこのたび恵みの里構想調査特別委員会を立ち上げて、やっと方向性、あるいは問題点を探った、そのなかで今後の方向性についても、あるい

は内部の財政運営についても調査するものであると、私は認識しております。

そのなかで、先ほど壇に立たれた先輩議員であります鹿島議員さんが委員長でありまして敬意を評しておりますが、今後の調査結果によってはですね、方向性ががらりと変わる可能性もあると私は認識しております。これは皆さんも同じ認識じゃないかなと、そのために調査特別委員会を立ち上げたというふうに私は思っております。そのなかで問題点がもう既に出てきました。それも皆さんご存じのとおり。それをじゃあどうするかということ、1番は、信任厚い命を託すとまで言った岡崎専務が、辞められます。まあ辞めたといってもいいのかなと。昨年度は工場長も、加工所のことで、辞められて今はおられません。この2つの重要な人物がいなくなってしまったなかで、実は議会の責任も重たいと私は思っております。

そのなかで、少し長くなりますが、私も議会代表としてその当時、経済建設常任委員長をしておりました関係上、出たいといったわけではありません。関係上、恵みの里公社、一般財団かあるいは株式会社か。とりあえず国の方針として、公社は駄目だと。これを見直す案件が出ましてどっちかにしなさいと。この根本的は何があるか。公社というものの自体が実は、ぬるま湯のなかに浸かっている状態じゃないのかなと、それを自立させるべきの方針を出したと、私はそういうふうにとっております。そのなかで、私は議会代表として出まして様々な意見を申し上げました。それがこの答申書でございます。皆さんもご存じだと思いますね。

そのなかで実は答申書、補足資料というのもございます。これに対しては様々な意見がありまして、出すべきか出さざるべきかと。付けるべきか付けざるべきか。と、申しますのは、この答申書を作るときにですね、7回やりましたが、何名の委員さんでしたかいな、オブザーバー入れて9名です。そのなかでほとんどの時間を割いたのは、実はこの補足のことでした。ほとんどここですよ。というのは、もう移行は決まってるんですよ、はっきり言ったら。どっちにするかですよ。一般財団にするか、あるいは株式にするか、たった2つしかないわけです。もう既に決まっておるんですよ。すぐに株式は無理でしょう、という話で、ということは、あと一般財団しかないわけです。こんな話はとっくにすんだと。中身の話のほうが凄くもめました。じゃあこれどうやって活かすのかな、じゃあどうやって生きさせるんかなと。これ大変でしょう。もう委員さんが、頭抱えて「これうまいこと進むんかな」と。株式、誰が株買うのと、町が全部株買い取りでしょう。いった話ですよ。

そのなかでこの問題を追い、話が長くなりましたが、問題が多いなかで、全然ね、これ会議になってないんですよ、はっきり言ったら。その状態でこんなんきておる。そのなかで、岡崎さんはまだおられました。私も何度かありましたけれど2回しか出会っておりません。2回しか出ていません。海外出張、東京出張、おられません。この前一般質問のなかでありました。69日間、台湾だけですよ。東京、大阪あるいはも

っと九州とか、もうほとんどおりませんよ、はっきり言ったら。ここにいないんですよ。その方が辞められた、これ多分ね 200 日は行ってるでしょう、間違いなく。あとは休日ですから休みですよ。ほとんどいなかったという私は感じしておりますが、その方々、私はね、皆さんに今朝お配りしました。読んで、読まれる時間があったかどうかは別です。(……………議長が発言取り消しを命じた発言、11 字削除……………)これ私ね、1 年半ぐらい前に実は見つけました。このなかに実は台湾に行く、なんちゅうかな、きっかけみたいなものを書いてあります。(……………議長が発言取り消しを命じた発言、17 字削除……………)これは以前に・・(「・・社名は・・」と呼ぶ者あり) ああ、ごめん、すみません、今のはちょっと、じゃあ・・

**○議長(野口俊明君)** ただいまの部分については取り下げをしてください。

**○議員(8 番 西尾寿博君)** はいはい、というようなことが取りあえず書いてありまして、私はね、ところがこのなかにね、とってもいいこともあるんですよ、はっきり言ったら。「ルートを作ります」、そのルートのきっかけは、いかなるルートでもいかなる物品でもいいと、そりゃあもうあるんですよ、民間では。取りあえずルートを作りたい。大山という名前についたものがあれば、持って行って取りあえずルート作るんですよ、私はね、大山ブランドっていうのは、大山という名前を大山ちゅう名前で呼ばせるだけの話でもう 2,000 万使っているんですから、大山町は。これは許しますよ、はっきり言って。だけでもそのなかにいい事もあるんですよ。大山町の物産をそのなかで盛り込んでいって売るんだよという話でした。だから私はね、岡崎専務の手腕を信じてオッケー、やんなさい、どんどんやんなさい、本人もやるって言って、町長もやるって言ってました。ところが辞めたんですよ。辞めた上に物品を調べると、皆さんご存じでしょう。コロッケ、ハンバーグ、それしかない。大山のものがないんですよ。これでは困る。それで、私が言いたいのは、もうルートはあるんですよ。もうルートはできました。あとは物なんですよ。売れる物があるかどうか、私ね、ええチャンスなんですよ。売れるものができてからでも、予算は付けてもかまわんじゃないですか。私はがんがんやったら、がんがん付ければいいじゃないですか。金がない大山町じゃありませんよ。同僚議員も言ってました、こんなに基金貯めんでもええよ。もっとがんがん使いなさいや、使うことにはどんどん使えばいいですよ。私は、何故これ減額に賛成かというのと、1,000 万ですが、1,000 万の中身よく見てくださいよ。販路開拓、販路拡大のための減額しただけなんですよ。維持費、人件費、手付けてって言ってませんよ。ね、そんなお金は、売れるものができてから売ればいいじゃないですか。物があるから相手も喜ぶ、うちも喜ぶ、それがあって初めてね、販路は勝手に広がりますよ。放っておいても、欲しいものができれば、相手が来ますよ。まして、努力もいるっていうだったら、努力、ちゃんと努力費も付けてますよ。全額切っておるわけでないですよ。2 分の 1、あるいは 3 分の 1、どんどん広がれば増やせばいいじ

やないですか。金がない大山町じゃないじゃないですか。

ね、ただども一つここで考えてくださいという意味で、もうちょっと理に適った、あるいは町民が納得する、議員も納得する予算でやってから、付けたらいいじゃないですか。ね、ないわけじゃないんですよ。はい、私はそういった意味で取りあえず考え直してくださいと。販路はあるんですよ。もうちょっと、開発なんて1個も引いてませんよ。開発、研究費、もっと付けてもええと思ってるぐらいですよ、いいものができりゃあ。だってもう取り付けてますから。切ったのはそれだけです。私はね、実はもっと減らしてもいいと思ったけど、いや、それやったらやる気がなくなるかもしれないなと思って、いや、まあ1,000万しようやと、きりのいいところで、という話で実はね、私は思いました。これも実はね思いやり予算だと思ってくださいよ。私は自身では、そう思っています。もっと切っても良かったかなと思ってますけれど、思い予算を込めて1,000万にしてあるという気持ちで私は賛成討論で終わりたいと思います。(拍手あり)

**○議長（野口俊明君）** ただいま西尾議員の賛成討論のなかで、不穏当な、不適當と認められた発言がありました。発言者に発言の取り消しを法第129条の規定によってお願いいたします。個人の名前、会社等にかかる部分につきましては、削除いたしますので、そのようにいたします。

次、原案に賛成される方の討論を許します。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 原案及び修正案のいずれも反対される方の討論を許します。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 次、原案に賛成される方の討論を許します。ありませんか。

**○議員（17番 西山富三郎君）** 議長、17番。

**○議長（野口俊明君）** 17番 西山富三郎君。

**○議員（17番 西山富三郎君）** ただいま恵みの里構想に関する修正等の議案が出されておりますが、私はそれは、考えおきなさいという、一般会計の予算が賛成ですよという立場で討論いたします。

まず、恵みの里公社には、設置目的があります。大山恵みの里づくり計画の具現化であります。2本の柱があります。その一方は公社でありまたその一方は観光協会です。今、金額の多寡は別として、合併振興基金の用途は、一体感の醸成に重きをおくべきだといっております。雇用促進をし、大山町の活性化を図ることについては、一体感の醸成が得られると思います。この補助の内容に、逐一触れておりましたが、分かりやすく言えば、杉谷議員も質問いたしましたように、1年や2年作ってすぐ儲かることはなかなかありません。赤字だから補填するものではありません。雇用創

出の場である事業推進に支援をする支援事業で、支援であります。

議会の責任も重たいと言っておりましたが、確かにその通りであります。我々は、議案を可決し予算も可決し、決算も可決しております。そのことこそが大事です。昔の人は言っております。「吞舟之魚」大きな腹になりなさい。大きな水を飲みなさい、また1に分別、2に学問とも言っております。議員は理性をもって活力あるまちづくりをなささいよと諭していると思います。恵みの里構想を尊重し、活力ある大山町を築こうではありませんか。一般会計の原案に賛成するものであります。よろしく願いします。

○議長（野口俊明君） 次に、修正案に賛成される方の討論を許します。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、11番。

○議長（野口俊明君） 11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 私は、修正案に賛成する立場から意見を述べたいと思います。この大山恵みの里公社は、ご存じのように大山恵みの里構想の重要な部署を占めております。ね、そこで、皆さんご存じのように、あと2、3年後には公社から、西尾議員もおっしゃったように、株式会社になります。株式会社、あなたもおっしゃったように、誰が株を払うのか、町だとおっしゃいましたけど、そうなんですよ。株式会社になってこういう、なんていいますか、親方日の丸、赤字が出たら町が補填するこれが堂々と今通ってるじゃないですか。自立、自立しなければならない、経営をしなければならない、それを議会の皆さんが売するためにはしかたがないじゃないか。これ杉谷さんでしたね。そういう考えをされていていいんですか。あと、2年、3年になったら株式会社になるんですよ。はっきり儲けか損かが出てくるんですよ、ね。そして私一般質問しましたけど、しつこいようですけれどももういっぺん言わしてください。あなたもおっしゃった、西尾さんもおっしゃったですけども、本当にね、海外に69日行かれて、金額260万使われ、売られたのは大山の恵みの里公社でできた物ではなく、物もあったかもしれんですけど、・・・（「休憩お願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（野口俊明君） はい、休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（野口俊明君） そういたししますと再開いたします。

○議員（11番 諸遊壊司君） 発言を訂正いたします。株式会社にはまだ決っていない、ということでして、そういう方策もあるということでございます。失礼いたしました。

つまり、元にもどりますけども、その海外で売られたのは、恵みの公社で作られたものを主力で売ったのではなく、おっしゃったように大山乳業のアイスクリーム、大山ロールケーキ、つまり大山の名がつけばそれを売っていた、これが本当に公社がする

税金を投じてする仕事だったろうかと、今でも不審に思っております。そして、私は、非常に残念に思いますのは、そのことをトップである町長が、非常に過大評価しておられる、専務はよくやってくれたと。僕はこの感覚が、一般町民の人が本当にそう思われますでしょうか。私は決してそうは思っておりません。私は、やっぱり町長ならやっぱり腹が立つと。今辞めてもらおうと。つまり、自立が必要と言ったわけなんですけれども、今町長がおっしゃったように、将来見直し、あっ、今年ですね、来年、この運営について見直しをされるとおっしゃいました。ね、見直しをされるためには、いろいろこれまでと違ったやり方をされると思います。作るものにしたって、売り方にしても違うと思います。そのためにお金がいるならば、今1,000万の減額をしましたけども、お金がいるならば、理事会、評議委員会でしっかり練られてそれを議会に持ってこられ、そして我々が、審議、審査して補正は付けなければいいんじゃないんですか。今からね、全然これから見直しをするっておられながら、はい、どうぞ、昨年並みの予算は出しますよと、どこにあるんですか。見直しをみんなが検証し、評議員さん、理事会、我々議会も一生懸命検証し、やっぱりお金がいるなという時点で、補正を組んで議会も承諾すればいいんじゃないんですか。ね、私はそう思いますよ。

つまり、私はこの議会を町民がたくさん見ておられます。関心事があります。議会は、チェック機能が一番大切です。予算にしても補助金の使い方、町民、たくさんしっかり見ておられます。この補助金にまあ5,300万の補助金ですけども、我々議会がおとがめなしという言い方はいけませんな、ああ原案どおりでオッケー、というような結論を出すれば、町民は一体議会は何をチェックするんだと、私はね、町民からの反発をかうのは当たり前のことではないかと思っております。

是非とも、皆さん、1,000万の減額が、高いか安いかわからないと思います。しかし、その公社の皆さんが、いろいろ考えられて、新たな事業に展開するに、これだけのお金がいるということがあったら、我々もういっぺん協議に載ろうじゃありませんか。一応この際は、近藤議員が出されたように1,000万の減額で、私は通したいと思います。終わります。

**○議長（野口俊明君）** 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議員（1番 竹口大紀君）** 議長、1番。

**○議長（野口俊明君）** まず、そう致しますと、原案に賛成される方の討論を許します。

次に、原案、無い様ですので次に原案及び修正案にいずれも反対される方の討論を許します。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） そういたしますと、次に原案に賛成される方の討論を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 次に、近藤議員外 6 人から提出された修正案に賛成される方の討論を許します。

○議員（1 番 竹口大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口俊明君） 1 番 竹口大紀君。

○議員（1 番 竹口大紀君） 私は修正案に賛成の立場で討論したいと思います。まあいろいろ今討論されまして、論点がいろいろ出たかと思いますが、提案者の意図としましては、まあ新年度公社の体制が新しくなる、現在の執行責任者であります専務理事が 3 月末で辞められる、それから工場長もその前に辞められているというような体制のなかで、新年度は、役場の職員さんを公社のほうに行ってもらって新しい体制を作るというような説明でした。この新体制になるにあたって、現行の体制の公社から要求された予算をそのまま出すというのは、これどうなのかな。例えば来年 1 年後、町長選挙ありますね。議員の選挙もあります。選挙がある際の行政の予算というのは、いわゆる骨格予算、現行の事務等が滞りなく行なわれる予算が組まれて、選挙が行なわれた後に肉付けとして政策的な予算が付けられます。今回の恵みの里公社に対する補助金 1,000 万減額というのは、理念としては、やはりこういうことじゃないのかなというふうに思っております。新しい体制になるのであれば、新しい体制になってからどういう事業をされるのか、今一度、理事会なりで話し合って、それから必要であれば補助金を要求する。それから協議して補助金を付けるか付けないか、決定すればいいじゃないですか。これ公社をつぶそうとか、公社の今のやり方がいいとか悪いかじゃなくて、来年度新しい体制になるのだから、その前から見込みで予算を付けるのは、議会のチェック機能としてどうなのかという問題ですよ。

そりゃあね、昨年、山香荘のときにも、ね、おっしゃいましたね。執行部の出す案に、賛成しとくのは議員としては楽じゃないかと、反対するのは勇気がいるなというふうにおっしゃいましたね、おっしゃいました議員もいらっしゃいます。ええ。正にねこれなんです。今議会改革の話もしてますが、議会改革しよう、ね、情報公開しましょうとか、議論を増やしましょうとか言いますが、具体的にね、何か一歩行動すること、これが一番の議会改革ですよ。議会のチェック機能、これね、チェック機能が働いてないから、住民さんから議会いらんじゃないかとかいう声が出てくるんですよ。これね、あの、精査しましょう、しっかり。で、必要であればいくらかでも予算付けられるんです、あとで、議論して。議会のチェック機能を果たすためにも、この 1,000 万減額した補正予算、ああ、修正案、まあ賛成討論少ないですけどね、賛成討論少ないということは原案の賛成討論が少ないということは、おそらくね、迷っておられる



んじゃないかなど。どっちにしようかなど、今でも。ええ、迷っておられると思います。是非ね、今後の公社のためにも、大山町のためにも、この修正案、賛成していただきますようお願いしまして、討論を終わりたいと思いまう。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第19号を採決します。採決の順序は、まず修正案を諮り、次に原案についてお諮りします。はじめに、近藤大介議員外6人から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。よって本修正案は否決することに決定しました。

---

○議長（野口俊明君） 次に、原案について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第20号

○議長（野口俊明君） これから日程第16、議案第20号 平成24年度大山町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第21号

○議長（野口俊明君） これから日程第17、議案第21号 平成24年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 21 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18 議案第 22 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 18、議案第 22 号 平成 24 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19 議案第 23 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 19、議案第 23 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 23 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 20 議案第 24 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 20、議案第 24 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（11 番 諸遊壊司君） 議長、討論。

○議長（野口俊明君） はい、討論がありますので、まず原案に反対者の討論を許します。

○議員（11番 諸遊壊司君） はい、議長、11番。

○議長（野口俊明君） 11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 反対討論を行います。皆さんはこの山香荘のはっきりいいまして修理ですね、修理代、アップヘルハウス、それから空調設備ですか、主な予算ですけども、今さらもう9月の議会でサッカー場に決まったじゃないか、今さら反対なんでするのでおっしゃると思います。確かにそうです。9月に決まりました。山香荘をサッカー場にすると。ところがみなさん、賛成された方も反対された方もよく考えてみなさい。あの時、3億1,500万でした。ね、前回よりも安くしました。だから、サッカー協会から補助もいただきました、過疎債も使います。町の負担は安いですよ、とおっしゃいました。で、皆さんが多数決の結果、可決になりました。

ところがその時既に、アップヘルハウスはもう水漏れしていたのでないですか。皆さん行きましたね、雨漏りがしておりましたね、で、その時にまあ1,000万ぐらい掛かるでしょうね、という担当の方の説明でした。そして空調設備も不備ですよということでした。それを知っていながら、何故9月のときにはそれが出なかったのか。ね、つまり、執行部側は、町民の皆さんにいかにも安く、安くできるんだよ、サッカー場しても町費はほとんど、ほとんどでないね、少ないんですよという説明をするがために、もう完全に雨漏りしていたのを出さなかった。そして、半年後、24年の一般会計予算に、ああ特別会計ですね、3,150万ほど上程された。確かに雨漏りがしているから直さんといけんということは事実でございますけども、この出し方がね、私は非常に真正面から町民を向いていない（「……………」  
……………議長が取り消しを命じた発言、67文字削除……………」  
……………」）（「議長、休憩をお願いできませんでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（野口俊明君） はい、休憩します。

#### 午前11時58分 休憩

○議長（野口俊明君） そういたしますと再開しますが、再開にあたり、議長より諸遊議員をお願いいたします。先ほどの事実誤認の件に、事項につきましては、修正ないしは取り消しをしていただきたいと思います。それから、その点については、発言の取り消しをお願いします。訂正をお願いします。

#### 午後0時2分 再開

○議長（野口俊明君） それでは再開いたします。

○議員（11番 諸遊壊司君） 私の発言のなかにちょっと行き過ぎた発言があったようでございます。申し訳ございません。

ただね、説明、担当課長から受けましたけども雨漏りのは、予算には計上しておられませんでした。ね、そのことは事実です。これから何しろ30年経った建物です。こ

の雨漏りに限らず、どんどんどんこれから悪いところが出てくるんですよ。傷んだところが。これを毎年補正で、ああ、この特別会計で我々はしなければならぬ。ね、もうサッカー場ができること決まったんですから。これもおかしいでないかと思っております。ということで、私はこの何号議案でしたか、24号議案に反対の立場をとらせていただきます。終わります。

○議長（野口俊明君） ここで休憩いたします。はい、ただいまの発言は取り消します。他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案に賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

午後0時5分 休憩

---

午後1時 再開

日程第21 議案第25号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。これから引き続き議案の討論を行います。日程第21、議案第25号 平成24年度大山町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第26号

○議長（野口俊明君） これから日程第22、議案第26号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。えーまず、原案に反対者の討論を許しま

す。3番 大森正治君。

**○議員（3番 大森正治君）** この国民健康保険特別会計予算については、先ほど予算審査特別委員会の報告書でも、附帯決議に述べられておりましたけども、私は敢えて反対の立場で、討論したいと思います。

ここ3年間、この医療給付の増加にも関わらず、国保基金からの繰入によりまして、保険税率が据え置かれております。そのため、国保加入者の負担増が、抑さえられてきたというのが事実であり、私はこの点は評価したいと思っております。

まあしかし、この新年度予算では、医療給付費の増加に伴い、このままでは約8,500万円の欠損を生ずるとのことです。そのために、国保基金からは、3,300万円の繰入、そして国保税の増加を約5,200万円見込んでの予算が立てられております。ということは、国保加入者が大山町民の場合ですね、国保加入者ですね、これが約5,400人おられますけども、ですから一人当たりの負担増というのが、約1万円ということになります。そうしますと、加入世帯が、4人の加入世帯でありますと、4万円の負担増になるということになります。これは加入、国保加入者にとりましては、大きな負担だというふうに思います。特に所得の低い世帯、あるいは定額の年金生活者にとりましては、例え減免措置があったとしても大きな負担増です。自営業者や農家などにとっては、経済状況の悪さから所得が伸びていません。だから国保税の引き上げは家計に大きく響いてきます。

この国保の赤字の原因ってというのは、確かに医療費給付の増があると思いますが、それだけではなくて町民の所得が下がっているということもあると思います。このほか大山町では、介護保険料も1カ月1,040円値上げされることになっております。また大幅なこの引き上げが、国保税の滞納をさらに増加させるおそれもあります。こういう状況を考えるなら、国保税は私は据え置くべきだと考えますが、据え置きがどうしても無理ならばせめて引き上げ幅を出来るだけ抑えるべきではないでしょうか。そのためにもう少し国保基金から繰り入れてもいいというふうに私は考えます。

今も国保税の納入のために、四苦八苦していらっしゃる加入者に思いを寄せるならば、このような大幅な引き上げを見込み予算には、私は反対せざるをえません。以上、反対討論とします。

**○議長（野口俊明君）** 次に、原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** 議長、4番。

**○議長（野口俊明君）** 4番、杉谷洋一君。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** 私は委員長の賛成の討論に賛成いたします。先ほど大森議員のほうから、まあ基金を取り崩してでも、この負担をですね、少なくしたいというふうなお話がありました。この基金はですね、平成22年度は、2億3,800万ほどありまして、23年度の見込みで、1億2,400万、23年度末ではです

ね、24年度は3,300万を取り崩してですね、9,000万ということになってきました。基金がだんだんだんだん少なくなってきました。私はやっぱり基金というのはですね、ある程度、積み立ててないと何か急激にですね、例えばインフルエンザ大幅発生したりというときにですね。今度は、いっぺんに大幅増になるということですね、逆にこれからこの基金をですね、私は返って皆さんにですね、迷惑が掛かることだと思います。そこで私は、このまあまだ一般財源のなかからのですね、相当額ここにはですね、繰り入れられています。これはですね、国民保険税を、で税金を納めている人もあるし、厚生保険でも税金納めている、共済保険でも納めている人もあります。そういうみんなのものをですね、一部の国民保険税の、だけにですね、使っていくちゅうことは、どうかということ、私は特別委員会のなかでも特別にですね、附帯意見も付けてですね、基金は今の現状を確保しながら、進めていきたらいいでないかというようなことですね、まあ委員会のほうでも、そういう決議になっておりますので、私は委員長のとおり賛成といたします。終わります。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第23 議案第27号

○議長（野口俊明君） これから日程第23、議案第27号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第24 議案第28号

○議長（野口俊明君） これから日程第24、議案第28号 平成24年度大山町後期高

齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第29号

○議長（野口俊明君） これから日程第25、議案第29号 平成24年度大山町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 議案第30号

○議長（野口俊明君） これから日程第26、議案第30号 平成24年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第27 議案第31号

○議長（野口俊明君） これから日程第27、議案第31号 平成24年度大山町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 31 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 28 議案第 32 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 28、議案第 32 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 32 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 32 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 29 議案第 33 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 29、議案第 33 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 33 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 33 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 30 議案第 34 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 30、議案第 34 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（1 番 竹口大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口俊明君） まず、討論は原案に反対者の討論を許します。

○議員（1 番 竹口大紀君） 議長、1 番。



○議長（野口俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 私はこの議案に反対の立場で討論させていただきます。えー、議員の皆さんには、予算委員会でもお話ししたとおり、私はこの議案のなかの広告費 31万5,000円、これを疑問視しております。これはその31万5,000円が高いか安い、あるいは広告を出す場所がいいのか悪いのかといった問題ではなく、広告の効果が測定できるようなものに変えるべきだというような意見をずっと言い続けてきました。まあこれは今になって私が言い始めたものではなく、去年のちょうど1年前、平成23年度予算の予算を審議する特別委員会の意見のなかでも出て書面にも載っています。効果的な広告を出すように努力をすることと、いったことで、意見も載っておりますが、また来年度も同じような広告の予算が計上されております。まあこれ具体的には、日吉津にありますショッピングセンターに屋外広告、屋内ですけれども屋外広告を出すということで、31万5,000円使うわけですが、この広告効果がどうなのか、説明を求めても、なかなかいい説明が返ってこない。つまり広告を出していますが、何人の人が見て、その広告を見て、何件ぐらいの問い合わせがあったのか。それから何件ぐらい宅地の購入に結びついたのか。で、その問い合わせ当たりのあるいは成約件数当たりの広告の単価がどれぐらいになるのか、そういったことも検証されずに、ただ広告出していますよと。PRしてます、ね、だから宅地、まあそのうち売れるでしょうといったような、広告の出し方をしているわけですが、今、この経済状況のなか、広告効果を検証できない広告に、広告を出してくれる広告主さん、委員会のなかで私は、こんな広告、行政しか買いませんよと、広告代理店あいだに入っていますけど、広告代理店の思うつぼじゃないですかというような話をしました。で、ちょっと言い過ぎかなと反省もしまして、現場も見に行ってみました。や、するとですね、まあ隣のエレベーターホールとか、エスカレーターホールとか見に行くと、他の自治体も広告出しているわけですね。で、やっぱり民間ってそんなに効果がどうなのか分からないところに、広告出さないんだなっていうのが、私のなかで、強い確信に変わったわけですが、これを今一度、まあたまたま今宅地造成の広告費に絡んで討論してるわけですけども、これおそらく行政内部、他の部署、他の課あるいはあるいは教育委員会のほうか分かりませんが、まあいろんなところが事業を行なうにあたって広告宣伝してるわけです。PRしてるわけです。この効果が本当に出てるのか出ていないのか、これ検証できないものっていうのはね、いっぱいあると思うんですね。で、これをまあ問題の一つとして、まあ予算委員会のなかでこういう話をしても、うーんなかなか皆さんに響かなかったところもあると思いますが、これを機にですね、是非広告宣伝のやり方について、今一度議論の機運を高めていきたいというような思いを込めて反対討論とさせていただきます。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 34 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 31 議案第 35 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 31、議案第 35 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 35 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 32 議案第 36 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 32、議案第 36 号 平成 24 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 36 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 33 議案第 37 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 33、議案第 37 号 平成 24 年度大山町水道事

業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 37 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 34 議案第 55 号

○議長（野口俊明君） 日程第 34、議案第 55 号 教育委員会委員の任命についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第 55 号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山町豊成 763 番地 1 林原浩子さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

平成 19 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまして、「委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」と規定をされましたため、本町でも保護者代表の委員を任命させていただいたところでございますけれども、平成 24 年 3 月 31 日に任期が満了となるのに伴い新たな委員を選任するものでございます。

林原さんは、現在林原写真館に勤められながら、小学生、中学生、そして来春から高等学校へ進学されるお子さん 3 人を養育しておられます。

また平成 15 年度に光徳保育所の保護者会長兼名和町保育所連合会保護者会長を務められて以降、旧光徳小学校また名和小学校、名和中学校の P T A 役員も歴任をされ、今年度も名和小学校 P T A 副会長として活躍をされました。

教育につきまして高い関心をもち積極的に活動してこられました林原さんは、人格・見識とも適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期は平成 24 年 4 月 1 日から 4 年間でございます。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 55 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第 35 議案第 56 号

○議長（野口俊明君） 日程第 35、議案第 56 号 鳥取県労働委員会によるあっせんについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第 56 号 鳥取県労働委員会によるあっせんについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町現業職員評議会から鳥取県労働委員会に申請をされました労働争議あっせん申請により、鳥取県労働委員会あっせん員からあっせん案の提示を受けたために、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

大山町現業職員評議会のあっせん申請の内容は、昨年 10 月 28 日付発大総第 308 号で示された方針に基づいて、4 月 1 日付で予定されております技能労務職員の配置転換は、労働協約第 20 条の労使合意を経っていないので、これを白紙撤回するということ。また、誠実な労使協議が可能とするため必要な環境整備、交渉ルール、確認方法、これを図ることの 2 点であります。

これに対する鳥取県労働委員会によるあっせん案は、大山町現業職員評議会と大山町及び大山町教育委員会は、昨年 10 月 28 日付発大総第 308 号で示された方針に関する事項については、労働協約第 20 条の規定が適用されることを確認するとともに、労働協約第 1 条の精神の下で、誠意ある団体交渉を行い、円満解決を図るよう格段の努力をすること。

それから、大山町現業職員評議会と大山町及び大山町教育委員会は、団体交渉ルールについて、現行の労働協約に基づいて当面必要な事項から当事者間で誠実に協議を行い、双方の合意により環境整備することの 2 点であります。

町といたしましては、今後も組合と協議を進めるため、このあっせん案を受諾することといたしているところであります。これで、議案第 56 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（8 番 西尾寿博君） 議長、8 番。

○議長（野口俊明君） 8 番 西尾寿博君。

○議員（8 番 西尾寿博君） この問題は、議会のほうでも全協のなかで説明があったわけですが、この本会議を見ておられる町民の方は、もうちんぷんかんぷん、全然分からない、何がどうなってそういったことなのか。そのために、質疑をしたいと思います。まず、どのような背景なのか、どのような対象者か、そして町と職員評議会との隔たり、この 3 点説明ください。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 担当より述べさせていただきます。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○町長（森田増範君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） 西尾議員さんのご質問にお答えをいたします。合併した大山町は今後の行財政改革、それから定員適正化計画、これを推し進めていくなかで、組合と交渉をもったところでございます。

まず、背景には、将来適正定員がいかにあるべきか、そのなかには当然ながら、外部委託によります定員削減もございます。それにつきまして、昨年 10 月 28 日に技能労務職の取り扱いに関する今後の方針ということで、組合に提示をさせていただいたところが、この問題のスタートでございます。

まず提示内容を簡単にご説明をさせていただきますけども、1 番といたしまして、今後技能労務職の採用は行なわない。2 つ目に次年度に向け、職種転換の募集を実施する。3 点目に、必要に応じて現業職間での配置転換も実施をする。4 点目に、学校主事は平成 24 年 4 月から臨時職員で対応する。現在配置されている職員については、配置転換または職種転換をする。5 つ目に、保育所の調理員については、平成 24 年から 7 園、平成 27 年 4 月からは 5 園とする予定であり、それぞれの園に配置する正職の調理職員については、各園 1 名とする。将来的には、調理業務については委託とする予定である。6 点目、焼却場は、平成 28 年度には、委託とする予定である。7 番目、運転業務については、平成 26 年度から委託とする予定である。8 点目につきましては、今後の給料表の適用にあたっては、国・県・民間等の給料水準を比較し、適正な給料水準となるよう給与の是正を行なうと。この方針を昨年 10 月の 28 日に組合のほうに申し入れをいたしました。その後、組合のほうと、協議を進めてきたわけでござい

ますけれども、今現在これについて、合意が得られていないという状況でございます。

労使の交渉のみでは、なかなか合意が得られないということで、組合のほうから、鳥取県の労働委員会のほうに、あっせんの申請がなされ、3月の10日にはあっせんを、あっせん案の提示を労働委員会のほうから受け、そして3月の15日につきましては、この件につきまして組合のほうと交渉を持った経過がございますが、あっせん案で示されました誠意ある団体交渉を行なっておるつもりではございますけれども、あっせん申請による調整事項であります先ほど申しました、10月28日に方針を示したことについて組合側は、白紙撤回という申請がなされております。まあ、これには交渉した結果、我々執行部としても、白紙撤回はできないということで合意には達しておりません。

もう一つの調整事項としては、交渉のための環境整備を図ること、これは交渉ルール確認方法でございますけれども、これについては交渉の人員、それから交渉記録のとり方、このへんにつきましては一定の合意は得ておりますけれども、先ほど申しましたように職種転換であったり配置転換であったりというところについては、合意を得られていないというただいま状況でございます。

そのために、労働委員会から出されておりますあっせん案を受託し、今後も交渉を続けていきたいという思いでございます。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第36 議案第57号

○議長（野口俊明君） 日程第36、議案第57号 工事請負変更契約の締結について（大山町名和地域休養施設整備工事）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

**○町長（森田増範君）** 議案第 57 号 工事請負変更契約の締結につきまして、大山町名和地域休養施設整備工事についてでございます。提案理由の説明を申し上げます。

平成 23 年 11 月 25 日締結の大山町名和地域休養施設整備工事の工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、工期の完成日を平成 24 年 3 月 31 日から平成 25 年 3 月 25 日までに延長するものでございます。契約の目的、契約の金額及び契約の相手方には変更がございません。

工期延長の理由でございますが、本契約を締結して以来、測量設計業務を行なってきたところございまして、過日の本議会におきまして予算の繰り越しをご承認いただきましたことに伴い、完成見込みによる工期に変更させていただくものでございます。以上で議案第 57 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（野口俊明君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○議員（5 番 野口昌作君）** 議長、5 番。

**○議長（野口俊明君）** 5 番 野口昌作君。

**○議員（5 番 野口昌作君）** この工期延長が、359 日ということで大方 1 年の延期なるわけでございます。そして、山香荘のほうは、雪が深いわけでありまして、1 月ぐらいから 1 月、2 月の間は、おそらく仕事にならない、外仕事にならないという具合に思ったりいたしますが、この工期延期についておそらくクリヤマ株式会社のほうとも協議、工期延期願いが出ているかどうかを分かりませんが、されていると思いますけれども、そこまで延期しなければならない、外仕事ができないような状況での延期ということ、そのへんについてのですね話し合い、それからまあ延期願いが出ている、願っていいですか、願いですね、願いが出ている内容についてですね、ちょっと教えていただきたい。

**○町長（森田増範君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 森田町長。

**○町長（森田増範君）** 野口議員の質問に担当課のほうから答えさせていただきます。

**○観光商工課長（福留弘明君）** 議長、観光商工課長。

**○議長（野口俊明君）** 福留観光商工課長。

**○観光商工課長（福留弘明君）** 失礼いたします。ただいまのご質問でございますが、ご承知のとおり本工事請負契約につきましては、予算の議決を昨年 9 月定例会、それからプロポーザル方式によります公募審査を得ましてこの 11 月 25 日締結という経過をたどった工事でございます。

従いまして、その性格上、測量設計からこの工事請負に契約に含まれるものでございまして、このたびの提案理由にございましたようにこのたびの繰り越しを承認いただいたことによりまして、請負施工者と発注者との協議によります見込み工期を変更契約としてお願いをするものでございます。議員ご指摘のとおり、冬期間積雪が予想される区域でございます。秋までの工事完成を目指すのは当然でございますけれども、例えば附帯工事的な外溝工事的な附帯工事はその工期内に間に合わないとか、そういったことに、そういう事態が発生しないために雪どけの期待できます3月も工期に含めたというところでございます。以上です。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） これについては延期願いといるものが出てくるかどうかということ伺いたいですし、それからまあ、ここまで工事を延ばすということになれば、プロポーザルだったけど、ちょっとそのことがございましてけれども、工事費なんかでですね、他にもっと安い業者があったのかもしれないという具合にまあ思ったりいたします。その点についてちょっとお尋ねいたします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 担当課より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 工期の延期願いとありますが、今回の工期の延長は、発注者と請負施工者との協議によるものでございまして、従いまして業者の都合ではございませんので提出はされておられません。

それとプロポーザルの内容については、ちょっと私の立場でお答えできる内容ではございませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第57号は、原案のとおり



可決されました。

---

### 日程第 37 平成 23 年陳情第 18 号

○議長（野口俊明君） 日程第 37、平成 23 年陳情第 18 号 TPP 参加に向けた関係各国との協議を中止することの意見書提出を求める陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、野口昌作君。

○経済建設常任委員長（野口昌作君） はい。陳情第 18 号ですね、「TPP 参加に向けた、関係各国との協議を中止することの意見書を求める陳情」、これについて審査報告をいたします。

ただいま議題となりました平成 23 年陳情第 18 号「TPP 参加に向けた、関係各国との協議を中止することの意見書を求める陳情」について経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 24 年 3 月 16 日。審査人数は全員の 6 名でございます。現段階で、審査結果は、採択でございますが、委員会の意見といたしまして現段階で、聖域なき関税撤廃という交渉方針のもと、21 分野における TPP 参加の影響は、農林水産業はもとより、医療や食の安全についても危惧されるところである。

各分野において、TPP に参加した場合、デメリットの方が多い状況にあり、採決の結果、採択 4 人、不採択 1 人で採択と決しました。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 以上で経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

これから平成 23 年陳情第 18 号 TPP 参加に向けた関係各国との協議を中止することの意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから平成 23 年陳情第 18 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、平成 23 年陳情第 18 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### 日程第 38 陳情第 1 号～日程第 40 陳情第 3 号

○議長（野口俊明君） 日程第 38、陳情第 1 号 「こころの健康を守り推進する基本

法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書から、日程第 40、陳情第 3 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める陳情まで、計 3 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岡田聰君。

**○教育民生常任委員長（岡田聰君）** はい。ただいま議題となりました陳情第 1 号、陳情第 2 号及び陳情第 3 号の 3 件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成 24 年 3 月 13 日。審査人数は全員の 6 名です。

陳情第 1 号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書、こころの健康について国の総合的、長期的な政策を保障する基本法の制定が強く求められています。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第 2 号 公的年金の引き下げに反対する意見書提出を求める陳情、「特例措置」は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、高齢者の生活を守り地域経済を活性化するためには必要であります。採決の結果、賛成 3、反対 2 で採択すべきものと決しました。

陳情第 3 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める陳情、障がい者が自分らしく暮らせる社会を実現するためには、総合福祉部会の提言を反映させた法が必要です。採決の結果、賛成 4、継続 1 で採択すべきものと決しました。以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

**○議長（野口俊明君）** 以上で教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

これから陳情第 1 号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

**○議長（野口俊明君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

**○議長（野口俊明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 1 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

**○議長（野口俊明君）** 起立多数です。したがって、陳情第 1 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

**○議長（野口俊明君）** これから陳情第 2 号 公的年金の引き下げに反対する意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（野口俊明君） これから陳情第3号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第41 陳情第4号

○議長（野口俊明君） 日程第41、陳情第4号 行政当局に、中高ふれあいセンター（隣保館）館長職の解雇の提言を求める陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、椎木 学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。ただいま議題となりました、陳情第4号 行政当局に、中高ふれあいセンター（隣保館）館長職の解雇の提言を求める陳情について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成24年3月12日、審査人数は全員の6名です。中高ふれあい文化センター（隣保館）館長が、大山町に損害をもたらしたとは認められません。

また、館長の選任は中高4自治会の総意と中高運営委員会の意向を受けて、町長が

命じたものであります。議会はその決定を尊重すべきと考えます。採決の結果、全会一致で不採択と決しました。以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

**○議長（野口俊明君）** 以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

これから陳情第4号 行政当局に、中高ふれあいセンター（隣保館）館長職の解雇の提言を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

**○議長（野口俊明君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

**○議長（野口俊明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

**○議長（野口俊明君）** 起立少数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

---

## 日程第42 発議案第2号

**○議長（野口俊明君）** 日程第42、発議案第2号 TPP参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 野口昌作君。

**○経済建設常任委員長（野口昌作君）** 発議案第2号 「TPP参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書」について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第2号は、経済建設常任委員会で平成23年陳情第18号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

「TPP参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書」、野田首相は先に開かれたAPEC首脳会談の際に「TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針を表明しました。アメリカ政府は、日米首脳会談で野田首相が「すべての物品やサービスを貿易自由化のテーブルにのせる」と表明したことを発表しました。

野田首相は、このアメリカ政府の発表を否定しながらも訂正さえ要求せず、平成22年11月に政府が決めた『包括的経済連携基本方針』に基づいて進める」として、“高いレベルの経済連携をめざす”構えを固持しています。

そして何よりも日米首脳会談では、日本がTPPに参加するために必要なアメリカ議

会の承認に向けた二国間の「事前協議」に入ることによって一致し、首相は大統領に協力を要請しました。この事前協議はアメリカ政府の要求を日本が丸呑みせざるを得ない場になる危険が避けられません。

このように、今回の TPP に対する方針は、TPP 交渉参加を前提にしたものであって、TPP への参加に反対する多くの国民や反対ないし慎重な対応を求める多くの道府県及び市町村議会の意思を踏みにじるものです。

これまでの議論を通して、TPP は農業などの第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されていますが、政府の説明は「国益を守る」などと抽象的な説明にとどまっています。国民的なコンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは許されないと考えます。

よって本議会は、政府に対し、下記の事項を強く求めます。

記、1. 「TPP 参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、TPP 参加に向けた協議を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。平成 24 年 3 月 23 日、鳥取県大山町議会、提出先、内閣総理大臣 野田佳彦様、農林水産大臣 鹿野道彦でございます。以上でございます。

**○議長（野口俊明君）** これから発議案第 2 号 TPP 参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**○議長（野口俊明君）** 起立多数です。したがって、発議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は、2 時 10 分といたします。休憩いたします。

**午後 2 時 1 分 休憩**

---

**午後 2 時 13 分 再開**

**日程第 43 発議案第 3 号～日程第 45 発議案第 5 号**

**○議長（野口俊明君）** 再開いたします。日程第 43、発議案第 3 号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書の提出についてから、日程第

45、発議案第5号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてまで、計3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長 岡田聰君。

**○教育民生常任委員長（岡田 聰君）** はい、議長。発議案第3号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第3号は、教育民生常任委員会で陳情第1号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書、いま国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自死によって命をなくしており、また平成17年には300万人以上、つまり40人に1人以上の人々が精神科を受診し、今も増加傾向が続いている。

WTO（世界保健機構）の個人と社会が被る損失を算定した健康・生活被害指数（DALY指数）は、日本をはじめとした先進諸国では、精神疾患がガンや循環器疾患に比べて最も高い政策的重要度にある疾患であることが明らかにされている。

平成23年7月6日、厚生労働省は、これまで「4大疾病」と位置づけて重点的に対策に取り組んできた「ガン、脳卒中、心臓病、糖尿病」に精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めた。ちなみに糖尿病患者237万人、ガン患者152万人に対して、精神疾患患者は、323万人に上り、この点でも重点対策が不可欠と判断された。

精神疾患に関しては、他の障がい分野に比べ人権・医療・福祉ともにハンディがある。精神疾患の症状による社会生活の困難さは、外からは見えにくく、本人の生きづらさが理解されにくいことなどから他の2障がいとは大きく異なっている。

福祉分野においては、平成18年4月から3障がいを一緒に支援する法律が施行されたが、サービスの基盤体制の構築は立ち遅れている。

また、医療においても他の受診科とは大きな違いがあり、精神科病棟では患者48名に対し医師は1名と精神科以外の入院病棟の3倍もの患者数である。看護師の配置も一般医療水準よりも低く設定されており、慢性的な人手不足である。

さらに、地域で暮らす患者を支える家族に対しても、支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになってきた。

厚生労働省では、平成22年4月から、家族・当事者、医療福祉の専門家及び学識経験者からなる「こころの健康政策構想会議」が設立され、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に捉えて、同年5月末、厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出した。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援の三つを軸として、国民すべて

を対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を強く求めている。

よって大山町議会は、国会及び政府に対し「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法 99 条に規定により、意見書を提出する。平成 24 年 3 月 23 日。鳥取県大山町議会。提出先は、厚生労働大臣 小宮山洋子様、文部科学大臣 平野博文様、衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 平田健二様です。

発議案第 4 号 公的年金 2.5%の引き下げに反対する意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

発議案第 4 号は、教育民生常任委員会で陳情第 2 号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

公的年金 2.5%の引き下げに反対する意見書、厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、3年間で 2.5%の年金引き下げを行なおうとしています。

「特例措置」は、当時、政府が高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。

然るに、今回、高齢者を取り巻く状況は、当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消・2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも、認めることはできません。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。

記、1. 公的年金 2.5%の引き下げを行なわないこと。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 23 日鳥取県大山町議会、提出先は、内閣総理大臣 野田佳彦様、厚生労働大臣 小宮山洋子様です。

発議案第 5 号 障害者総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第 5 号は、教育民生常任委員会で陳情第 3 号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

障害者総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書、政府は一昨年 1 月、全国の「障害者自立支援法違憲訴訟団」との和解の「基本合意文書」に調印し、障害者制度の集中的な改革の為の意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」を発足させた。

そして、この推進会議の下に、障がい者・家族・事業者・自治体首長・学識経験者等から成る「総合福祉部会」が設けられ、応益負担を原則とする現行の「障害者自立支援法」を来年の 8 月までに廃止する。新たな「障害者総合福祉法(仮称)」の骨子と

成る「骨格提言」が昨年8月に提出されたところである。

(庁内放送 あり)

○議長（野口俊明君） ちょっと、ちょっと放送が終わるまで待ってください。ちょっと、休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（野口俊明君） そういたしますと、再開します。

この第5号は最初からよろしく願いいたします。第5号の部分は、最初から。第5号の提案理由を最初から説明してください。途中になりましたんで。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） では、最初からいきます。

発議案第5号「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

発議案第5号は、教育民生常任委員会で陳情第3号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書、政府は一昨年1月、全国の「障害者自立支援法違憲訴訟団」との和解の「基本合意文書」に調印し、障害者制度の集中的な改革の為の意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」を発足させた。

そして、この推進会議の下に、障がい者・家族・事業者・自治体首長・学識経験者等から成る「総合福祉部会」が設けられ、応益負担を原則とする現行の「障害者自立支援法」を来年の8月までに廃止する。新たな「障害者総合福祉法（仮称）」の骨子と成る「骨格提言」が昨年8月に提出されたところである。

然るに、今年2月22日に政府が出した新法案「障害者生活総合支援法（案）」では、名称が変わり、法の対象も従来の3障害に加えて難病患者の一部も新たに加えられたが、他はほとんど「障害者自立支援法」の内容と変わらず、「骨格提言」も60項目中3項目程度しか取り入れられていない。

もし、この法案がこのまま国会に提出・承認されれば、日本国内での障がい者と健常者の真の意味での共生社会の実現は更に遅れ、「障害者自立支援法」廃止後の「障害者総合福祉法（仮称）」成立に期待し、協力して来た全国の多くの障がい当事者・障がい者団体等の怒りと失望は高まるばかりである。

そればかりか、この様に障がい者の人権保障の不十分な状況では、国連の障害者権利条約の批准も更に遅れ、国際社会のなかでの日本の立場もさらに悪くなるばかりである。

よって、以上の事から国会及び政府に対し、以下のことを要請する。

1. 「障害者総合福祉法（仮称）」は、推進会議総合福祉部会がとりまとめた「障害



総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させた内容にすること。

2. 「障害者総合福祉法（仮称）」制定にあたっては、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成24年3月23日鳥取県大山町議会、提出先 内閣総理大臣 野田佳彦様、厚生労働大臣 小宮山洋子様、衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 平田健二様。

**○議長（野口俊明君）** 以上で発議案第5号の提案理由の説明を終わります。

---

**○議長（野口俊明君）** これから、発議案第3号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**○議長（野口俊明君）** 起立多数です。したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（野口俊明君）** これから、発議案第4号 公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（野口俊明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**○議長（野口俊明君）** 起立多数です。したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（野口俊明君） これから、発議案第 5 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

〔「議長、休憩動議」「賛成」と呼ぶ者もの物あり〕

○議長（野口俊明君） 休憩します。

午後 2 時 30 分 休憩

---

午後 3 時 6 分 再開

〔小西副町長 退席〕

○議長（野口俊明君） 再開いたします。ただいまの全員協議会、休憩中に開いたわけではありますが、この件につきましては、議会運営上の問題、そしてまた常任委員会上の問題等のことにつきまして本定例会に関わるような問題があったものですから、皆さんで協議していただきました。これで再開いたします。それでは再開します。

---

#### 日程第 46 閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 46、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 47 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 47、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 48 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 48、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 49 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 49、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会改革調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 50 閉会中の継続調査について

（大山恵みの里構想調査特別委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 50、大山恵みの里構想調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

大山恵みの里構想調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 51 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 51、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで本定例会の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。平成 24 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午後 3 時 11 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 鹿島 功

署名議員 西山富三郎